

**協議第15号**

**小委員会の設置について**

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約第10条の規定に基づき、別紙のとおり小委員会を設置することについて協議を求める。

平成29年2月14日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する  
任意協議会 会長 加藤 憲一



(協議第15号 小委員会の設置について) 別紙

**小委員会の設置について**

合併に関する協議項目のうち、「都市内分権について」については、限られた時間の中で専門的かつ集中的に検討、協議を行う必要があるため、その調査または審議を小委員会に付託する。

協議項目名	小委員会の設置を提案する理由	付託事項	構成委員(案)
都市内分権について	<ul style="list-style-type: none"><li>先行例及びアンケートにおいて、合併による行政区域の拡大に伴い、地域住民の意見が合併後の市の施策に反映されにくくなることなどに対する懸念が示されていることを踏まえ、特に編入合併において編入される側の地域の住民自治や行政参加を保障するための方策について、専門的かつ集中的に検討する必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地域審議会、地域自治区または合併特例区の制度の適用等について</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民自治やまちづくり活動に精通した委員。</li><li>・行政職員である委員。</li></ul>

規約第10条第2項の規定に基づき、小委員会の組織、運営その他必要な事項を次のとおり定める。

## 都市内分権に関する小委員会規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、都市内分権小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

**第2条** 小委員会は、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。

- (1) 地域審議会、地域自治区及び合併特例区の制度の適用等に関すること

### (組織)

**第3条** 小委員会は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会（以下「協議会」という。）の委員をもって組織するものとする。

2 委員は次に掲げる者の中から協議会の会長（以下「会長」という。）が指名した者をもって充てる。

- (1) 規約第6条第1項第1号及び5号の委員
- (2) 規約第6条第1項第7号ア及びウ並びにエの委員

### (委員長及び副委員長)

**第4条** 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。  
3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。  
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

### (会議)

**第5条** 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。  
3 会議の議長は、委員長がこれに当たる。  
4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。  
5 会議は非公開とする。ただし、会議概要は公表するものとする。

(報告)

**第6条** 委員長は、小委員会の協議結果について、協議会の第7回会議までに協議会の会長に報告するものとする。

2 委員長は、小委員会の協議経過について、隨時協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

**第7条** 小委員会の会議の庶務は、協議会事務局及び関係分科会が行う。

(補則)

**第8条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

1 この規程は、平成29年2月 日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる小委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

